

# 川越地区消防組合消防基本計画 後期基本計画（案）

令和4（2022）年度～令和8（2026）年度



川越地区消防組合



# 目 次

---

1 序章	1
第1章 計画策定における基本的な考え方	
1 策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
第2章 目指す姿	
1 基本理念	3
2 基本方針（将来像）	3
第3章 計画の構成及び期間	
1 計画の構成	4
2 計画の期間	4
第4章 計画の見直し	
1 計画の見直し	5
2 進行管理	5
第5章 施策の骨子	
○ 基本方針1	6
○ 基本方針2	7
○ 基本方針3	7
○ 目指す指標	8
2 実施計画	9
○ 基本方針1	
1-1 消防車両の整備	10
1-2 消防資器材の整備	12
1-3 消防水利の整備	14
1-4 消防通信施設の整備	16
1-5 消防庁舎の整備改修	18
2-1 救急高度化の推進	20
2-2 救急自動車及び救急資器材等の整備	22
2-3 救急車の適正利用の推進	24
3-1 関係機関との連携強化	26

○ 基本方針 2	
1-1 住宅防火対策の推進	28
1-2 放火防止対策の推進	30
1-3 査察執行体制の充実強化	32
1-4 危険物施設の安全対策の強化	34
2-1 応急手当の普及啓発	36
3-1 消防団員の確保及び教育訓練	38
3-2 消防団車庫の整備	40
○ 基本方針 3	
1-1 組織体制の整備	42
1-2 人材育成	44
1-3 時勢に応じた施策の推進	46
3 用語集	48

# 1 序 章

## **第1章 計画策定における基本的な考え方**

### **1 策定の趣旨**

近年の、消防行政を取り巻く環境は、災害の大規模・複雑多様化、急激に進む少子高齢化、地方分権の進展、厳しい財政状況等により、大きく変化しています。更に、首都直下型地震などによる大規模災害の発生が危惧されることから、消防に対する期待はますます高まり、より高度な行政判断を必要とする社会状況に直面しています。

このような状況下においても、住民の信頼と負託に確実に応え、安全・安心を守っていくためには、中長期的な視点に立った消防行政運営が求められています。

そこで、川越地区消防組合（以下「本組合」という。）では、住民の安全・安心を守るため、今後10年間に本組合が目指すべき姿を明確にし、これを実現するための基本的な政策方針、重要施策、達成目標などを総括した、川越地区消防組合消防基本計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

### **2 計画の位置づけ**

本計画は、本組合の消防行政運営において最上位に位置付く総合的な基本計画です。

「住民が安全・安心を実感できるまち」の実現を目指し、本計画を推進していきます。

## 第2章 目指す姿

### 1 基本理念

いかなる情勢下においても変わることのない、本計画により実現しようとする基本理念を、次のとおり定めます。

#### 基本理念

「住民が安全・安心を実感できるまち」の実現

### 2 基本方針（将来像）

基本理念の実現に向け、本組合が推進する基本的な施策の方向性と目指すべき姿を示す柱として、消防行政の根幹をなす「消防活動」、「火災予防」、「救急救命」、「地域防災」と、それらの礎となる「組織」と「人材」に重点を置く視点から、次の3つの基本方針（将来像）を設定します。

#### ○ 基本方針1

あらゆる災害に迅速かつ的確に対応できる消防力を整備し、住民の安全で安心な暮らしを支える消防活動体制を確立する。

#### ○ 基本方針2

住民や事業所等との協働により地域における消防防災力の向上を図り、住民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進する。

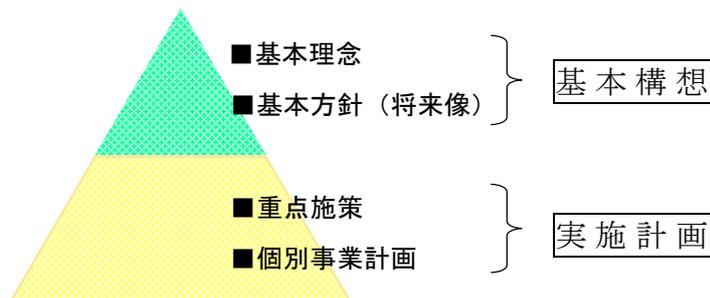
#### ○ 基本方針3

多様化する住民ニーズに的確に対応できる組織体制を整備し、高度で質の高い消防行政サービスを提供する。

### 第3章 計画の構成及び期間

#### 1 計画の構成

本計画の構成は、「基本構想」と「実施計画」の2階層構成とし、基本構想では基本理念を掲げ、それに基づく将来像としての基本的な施策の方向性を示し、実施計画では将来像を実現するための核となる重点施策及び具体的な個別事業の内容を示す計画とします。



#### 2 計画の期間

本計画の期間は、長期的かつ総合的な視点に立った取り組みが求められることから、平成29（2017）年度から令和8（2026）年度までの10年間とします。

計画区分	年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
【基本構想】		基本理念・基本方針（10年間）												
【実施計画】		重点施策（5年間）												
		個別事業計画（3年間・毎年見直し）												
		（個別事業計画の具体的な実施期間を示す図表）												

## 第4章 計画の見直し

### 1 計画の見直し

本計画の重点施策については、計画中期（初年度から5年を経過）の時点で、社会・経済情勢の変化や組合、川越市及び川島町の状況変化、計画の進捗状況などを踏まえ、見直しの必要があると判断したときは施策の見直しを行うこととしています。

このことから、川越地区消防組合消防基本計画策定委員会を開催し、計画の見直しについて検討した結果、事業実績等を反映する必要があるとの理由により、一部見直しを行うこととなりました。

本計画の個別事業計画については、社会・経済情勢や消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、計画の推進をより確かなものにするため、計画期間を3年間とし毎年度見直しを行います。

### 2 進行管理

「住民が安全・安心を実感できるまち」の実現に向けて策定した基本計画をP D C A（Plan-Do-Check-Act）サイクルにより進行管理を行い、消防行政運営に反映します。



## 第5章 施策の骨子

「住民が安全・安心を実感できるまち」を実現するために、3つの基本方針ごとに重点施策を体系的に分類し、それぞれの施策に個別事業計画を定め、それを実現するために実施事業を定めます。

### ○ 基本方針1

あらゆる災害に迅速かつ的確に対応できる消防力を整備し、住民の安全で安心な暮らしを支える消防活動体制を確立する。

重点施策	個別事業計画	実施事業
1. 消防施設・消防資器材の整備	1. 消防車両の整備	消防車両等の更新
		特殊車両等の整備
		低公害車両の導入
	2. 消防資器材の整備	消防資器材の適正配備
		消防資器材の更新
		新規消防資器材の整備
	3. 消防水利の整備	消防水利の増設
		水利施設管理
	4. 消防通信施設の整備	消防通信整備
	5. 消防庁舎の整備改修	消防庁舎等建設
		消防庁舎改修
2. 救急体制の充実強化	1. 救急高度化の推進	救急救命士の養成と研修の充実
		医療機関との連携強化
	2. 救急自動車及び救急資器材等の整備	救急自動車及び救急資器材等の整備
		訓練資器材の整備
		感染防止資器材の備蓄
	3. 救急車の適正利用の推進	予防救急の普及啓発
		救急車の適正利用の普及啓発
民間による患者等搬送事業の推進		
3. 大規模災害への対応力強化	1. 関係機関との連携強化	消防相互応援協定の充実
		他消防本部、他機関等との連携強化
		応援、受援体制の強化
		長期間の活動力強化

## ○ 基本方針 2

住民や事業所等との協働により地域における消防防災力の向上を図り、住民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進する。

重点施策	個別事業計画	実施事業
1.防火対策の推進	1.住宅防火対策の推進	住宅用火災警報器・住宅用消火器・ 防災製品の普及啓発
		高齢者等に重点を置いた住宅防火の推 進
	2.放火防止対策の推進	広報活動の充実
		環境づくりの指導
		地域や関係機関との連携
	3.査察執行体制の充実 強化	査察員の育成
		査察計画の策定及び執行管理
	4.危険物施設の安全対 策の強化	危険物規制事務の充実
事故防止対策の推進		
2.地域救命力の育成	1.応急手当の普及啓発	応急手当講習の充実強化
		応急手当普及員の養成
		応急手当協力事業所の認定
3.消防団の充実強化	1.消防団員の確保及び 教育訓練	消防団員の確保
		消防団員の教育訓練
	2.消防団車庫の整備	消防団車庫の整備

## ○ 基本方針 3

多様化する住民ニーズに的確に対応できる組織体制を整備し、高度で質の高い消防行政サービスを提供する。

重点施策	個別事業計画	実施事業
1.消防組織体制の整備・ 充実	1.組織体制の整備	社会情勢の変化等に対応した組織体 制づくり
	2.人材育成	職員教育の充実
	3. 時勢に応じた施策の 推進 【新規】	組合設立 50 周年記念事業の実施

○ 目指す指標

本計画の目指す指標として次の5つを設定します。

指標	実績値	目標値
	R2	R8
救命率※ (%)	10.4	20.0
応急手当講習受講者数 (人/年)	944(注1)	18,000
出火率 (件/人口1万人)	2.4(注2)	2.2
住宅用火災警報器設置率 (%)	82	90
	79(注2)	
消防団員数 (人)	385	459
川越市消防団	269	330
川島町消防団	116	129

(注1) 新型コロナウイルス感染症予防対策により、中止とした講習会があり減少しています。

(注2) 過去5年間の平均値を表示しています。

※印付の用語は、48ページの用語集に説明があります。

## 2 実施計画

## ○ 基本方針1

あらゆる災害に迅速かつ的確に対応できる消防力を整備し、住民の安全で安心な暮らしを支える消防活動体制を確立する。

重点施策	1 消防施設・消防資器材の整備
個別事業計画 (施策の名称)	1 消防車両の整備

### 1 現状と課題

本組合の消防車両等は、車両整備計画に基づいて、計画的に整備が行われています。

今後も消防車両等は、使用年数等の経過により順次更新しますが、更新時は、より効果的かつ効率的な車両等を整備していく必要があります。なお、消防機器の技術革新に伴い、新たな消防車両が開発されていることから、複雑多様化する現代災害に対応できる特殊車両等の導入についても検討し、整備する必要があります。

また、消防車両等については、引き続き自動車からの温室効果ガス排出量の削減等の低公害化を推進する必要があります。

### 2 整備(取組)の基本方針

本組合が保有する消防車両等は、車両整備計画に基づいて適正な更新を行います。なお、現有消防車両の更新時は、技術革新により新たに開発された車両の導入について積極的に検討し、より高機能な車両に更新するとともに、複雑多様化する災害に対応できる特殊車両等の新規整備についても検討し、整備を図ります。

また、ハイブリッド車等の低公害車両を導入し、低公害化の推進を図ります。

### 3 実施事業

項目	事業内容
消防車両等の更新	・車両整備計画に基づき、消防団も含めた消防車両等の更新を行います。
特殊車両等の整備	・特殊車両等について検討し、整備を図ります。
低公害車両の導入	・低公害車両を導入し、低公害化の推進を図ります。

## 4 施策の目標

<p>中期目標 (R3までに達成・実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・車両整備計画に基づき、消防団も含めた消防車両等の更新を行います。</li><li>・特殊車両等について検討し、整備を図ります。</li><li>・低公害車両を導入し、低公害化の推進を図ります。</li></ul>
<p>中期目標に対する実績</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・消防車両等の更新については、救急自動車8台、消防ポンプ自動車6台、はしご車1台、救助工作車1台、消防団については、指令車1台、消防ポンプ自動車1台を更新しました。</li><li>・特殊車両については支援車等の整備に向け、検討しました。</li><li>・低公害車の導入については、車両更新時に最新の車両を整備しました。</li></ul>
<p>長期目標 (R8までに達成・実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・車両整備計画に基づき、消防団も含めた消防車両等の更新を行います。</li><li>・特殊車両等について、整備を図ります。</li><li>・低公害車両を導入し、低公害化の推進を図ります。</li></ul>

## ○ 基本方針1

あらゆる災害に迅速かつ的確に対応できる消防力を整備し、住民の安全で安心な暮らしを支える消防活動体制を確立する。

重点施策	1 消防施設・消防資器材の整備
個別事業計画 (施策の名称)	2 消防資器材の整備

### 1 現状と課題

本組合の消防車両等には、火災等による被害を最小限に食い止め、住民の生命や財産を守るための消防資器材が整備されています。

しかし、近年の地震による大規模災害や頻発する風水害に対しての消防資器材については、更に検討し、整備する必要があります。

なお、消防資器材は、新たな社会需要に対応するために日々技術革新が進んでいることから、その配備、更新にあたっては、最も効果的かつ効率的な消防資器材を整備していくことが必要です。

### 2 整備(取組)の基本方針

複雑多様化する災害に対して、より高度な活動が行える消防資器材について検討し、整備を図ります。

消防車両等に配備する消防資器材については、規格の統一（維持管理対策）や小型軽量化（活動の高効果、高効率化）を図ります。

更新の機会をとらえて新たな消防資器材の整備をし、より充実した消防資器材の整備を推進します。

### 3 実施事業

項目	事業内容
消防資器材の適正配備	・ 消防資器材の配備について検討し、適正化を図ります。
消防資器材の更新	・ 消防資器材の計画的な更新を行い、充実した消防資器材の整備を図ります。
新規消防資器材の整備	・ 新たな消防資器材の整備を推進し、充実した消防資器材の整備を図ります。

## 4 施策の目標

中期目標 (R3までに達成・実施)	<ul style="list-style-type: none"><li>・消防資器材の配備について、適正化を図ります。</li><li>・消防資器材の計画的な更新を行うとともに、充実した消防資器材の整備を図ります。</li><li>・新たな消防資器材について検討し、整備を図ります。</li></ul>
中期目標に 対する実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・消防資器材の配備については、NBC 災害※活動資器材を各消防署に配備しました。</li><li>・消防資器材の計画的な更新については、消防用ホース、空気ボンベ、潜水器具、救助用ボート等を整備しました。</li><li>・新たな消防資器材については、各消防署に熱画像直視装置を整備しました。</li></ul>
長期目標 (R8までに達成・実施)	<ul style="list-style-type: none"><li>・消防資器材の配備について、適正化を図ります。</li><li>・消防資器材の計画的な更新を行うとともに、充実した消防資器材の整備を図ります。</li><li>・新たな消防資器材について検討し、整備を図ります。</li></ul>

## ○ 基本方針1

あらゆる災害に迅速かつ的確に対応できる消防力を整備し、住民の安全で安心な暮らしを支える消防活動体制を確立する。

重点施策	1 消防施設・消防資器材の整備
個別事業計画 (施策の名称)	3 消防水利の整備

### 1 現状と課題

消防水利※は、消防機関が有効かつ適切に災害活動を展開するために重要な要素であり、特に防火水槽は、大規模な震災時に水道管被害があった際に、消火栓に代わって有効な水利となります。

本組合では、消防水利の少ない地域を重点に、計画的に増設を図っています。既存の防火水槽には設置から 50 年を経過しているものもあり、耐震対策や老朽化対策等に早急に取り組む必要があります。

### 2 整備(取組)の基本方針

消防水利の少ない地域等には、計画的に整備を図ります。

また、既存防火水槽で耐震性等を有しない防火水槽や、老朽化した防火水槽については、計画的に補強又は撤去を行います。

### 3 実施事業

項目	事業内容
消防水利の増設	・ 消防水利の少ない地域等には、計画的に整備を図ります。
水利施設管理	・ 既存防火水槽で、耐震性等を有しない防火水槽については、補強を必要とする防火水槽を抽出し、計画的な補強に向け検討を行います。 ・ 老朽化した防火水槽については、計画的に撤去を行います。

## 4 施策の目標

<p>中期目標 (R3までに達成・実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 消防水利の少ない地域等には、計画的に整備を図ります。</li><li>・ 防火水槽の調査、検討を行い、耐震性等を有しない防火水槽については、計画的に補強を行います。</li><li>・ 老朽化した防火水槽については、計画的に撤去又は更新を行います。</li></ul>
<p>中期目標に対する実績</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 防火水槽の整備に関する要綱を策定し、この要綱に基づき、消防水利の少ない地域等には、消防水利の基準を満たす計 17 基の防火水槽を整備し、基準を満たさない老朽化した防火水槽については、計 18 基の撤去を行いました。</li><li>・ 耐震性等を有しない防火水槽については、計画的な補強に向け検討しています。</li></ul>
<p>長期目標 (R8までに達成・実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 要綱に基づき、消防水利の少ない地域等には、計画的に整備を図り、基準を満たさない老朽化した防火水槽については、計画的に撤去を行います。</li><li>・ 耐震性等を有しない防火水槽については、補強を必要とする防火水槽を抽出し、補強に向けた計画を策定します。</li></ul>

## ○ 基本方針1

あらゆる災害に迅速かつ的確に対応できる消防力を整備し、住民の安全で安心な暮らしを支える消防活動体制を確立する。

重点施策	1 消防施設・消防資器材の整備
個別事業計画 (施策の名称)	4 消防通信施設の整備

### 1 現状と課題

消防指令センターは、住民等からの緊急通報受信や消防部隊への出場指令、支援情報伝達、部隊運用及び無線統制並びに関係機関との情報共有による連携など、災害の発生から終息まで一連の消防活動等に関する中枢機能を有する施設です。

119番通報については、音声の聞き取りが困難な方の通報手段や、通報者が災害現場の状況をリアルタイムに伝送しながら通報するなどの新たな通報手段の導入など、通報手段及び受信手段の拡充を図る必要があります。また、いかなる時でも安定したシステムの運用及び消防指令センターの更なる高度化を図るため、消防局庁舎の移転整備に合わせて、施設や通信機器等を計画的に整備する必要があります。

### 2 整備(取組)の基本方針

119番通報の通報手段及び受信手段の拡充について検討し、整備を図ります。

関係機関との情報連絡体制の更なる迅速化及び効率化について検討し、整備を図ります。

消防指令センターの維持管理を図るとともに、更なる高度化について検討し、施設や通信機器等を計画的に整備します。

### 3 実施事業

項目	事業内容
消防通信整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 119番通報の通報手段及び受信手段の拡充について検討し、整備を図ります。</li><li>・ 関係機関との情報連絡体制の更なる迅速化及び効率化を図ります。</li><li>・ 消防指令センターの安定したシステムの運用及び操作性、確実性、セキュリティー対策等の更なる高度化を図るため、施設や通信機器等を計画的に整備します。</li></ul>

## 4 施策の目標

<p>中期目標 (R3までに達成・実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 119 番通報の通報手段及び受信手段の拡充について検討し、整備を推進します。</li><li>・ 関係機関との情報連絡体制の更なる迅速化及び効率化について検討し、整備を推進します。</li><li>・ 消防指令センターの安定したシステムの運用を図るため、施設の機器等を一部更新します。</li></ul>
<p>中期目標に 対する実績</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 音声言語発信が困難な方の通報システムの導入及び 119 番通報通訳業務委託を締結し、119 番通報の通報手段及び受信手段の拡充を行いました。</li><li>・ 関係機関と情報共有を図るシステム等の整備に向けた諸条件を検討・整理しました。</li><li>・ 施設機器等の一部更新を令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年間で行う計画を策定し、令和 3 年度分まで実施しました。</li></ul>
<p>長期目標 (R8までに達成・実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 音声の聞き取りが困難な方の通報手段である電話リレーサービスや、通報者が災害現場の状況をリアルタイムに伝送しながら通報するという新たな通報システムの導入など 119 番通報の通報手段及び受信手段の拡充を図ります。</li><li>・ 関係機関と情報共有を図るシステムの導入など情報連絡体制の更なる迅速化及び効率化を図ります。</li><li>・ 消防指令センターの安定したシステムの運用及び更なる高度化を図るため、施設や通信機器等を整備します。</li></ul>

## ○ 基本方針1

あらゆる災害に迅速かつ的確に対応できる消防力を整備し、住民の安全で安心な暮らしを支える消防活動体制を確立する。

重点施策	1 消防施設・消防資器材の整備
個別事業計画 (施策の名称)	5 消防庁舎の整備改修

### 1 現状と課題

消防庁舎は、国が示す「消防力の整備指針」において、地震及び風水害等が発生した際の災害応急対策の拠点として位置付けられ、機能を適切に発揮するために十分な耐震性、かつ耐浸水性を確保するよう示されており、川越市、川島町の防災拠点としての機能を備えた消防庁舎等の整備を進める必要があります。

消防庁舎等建設については、昭和49(1974)年に建設された、消防局・川越北消防署庁舎を防災拠点施設としての耐震性能および耐浸水性の確保、訓練施設等の整備、大規模災害時の消防活動拠点の確立等、十分な機能を備えた新庁舎として整備する必要があります。

また、その他の施設についても、防災拠点としての機能の充実強化を図るため計画的に整備を推進する必要があります。

消防庁舎改修については、庁舎の長寿命化を図るとともに、消防活動拠点としての機能を強化するための改修を推進する必要があります。

### 2 整備(取組)の基本方針

消防局・川越北消防署新庁舎建設については、川越市、川島町の中核的な防災拠点として整備を推進します。

庁舎機能については、平常時は消防職団員の充実した訓練施設として、また、住民の防災意識の普及啓発及び訓練施設として活用し、大規模災害時は、迅速な初動体制の立ち上げと広域応援の受け入れが容易な十分な面積を有する施設として進めます。

建設事業用地については、川越市、川島町の防災拠点として効果的に機能する場所とするとともに、伝統的建造物群保存地区及び川越市北部地域への消防力を維持しつつ川越市東部地域を包括的にカバーできる場所としました。建設にあたっては、消防通信施設の整備と並行して進めます。

また、その他の施設についても、防災拠点としての機能の充実強化を図るため計画的な整備を検討します。

消防庁舎改修については、策定した「川越地区消防組合公共施設等総合管理計画」に基づき、老朽化した庁舎の長寿命化を図るとともに、社会情勢の変化等に対応し、消防活動拠点としての機能強化を図っていきます。

### 3 実施事業

項目	事業内容
消防庁舎等建設	<ul style="list-style-type: none"><li>・防災拠点施設としての機能を備えた、消防局・川越北消防署新庁舎の建設を推進します。</li><li>・防災拠点施設の充実強化を図るため、計画的な整備を検討します。</li></ul>
消防庁舎改修	<ul style="list-style-type: none"><li>・老朽化した庁舎の計画的な改修を行います。</li></ul>

### 4 施策の目標

中期目標 (R3までに達成・実施)	<ul style="list-style-type: none"><li>・消防局・川越北消防署新庁舎建設に着手します。</li><li>・大東分署、南古谷分署庁舎の改修を行います。</li></ul>
中期目標に 対する実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・消防局・川越北消防署新庁舎建設に係る実施設計業務が概ね完了しました。</li><li>・大東分署の増築及び改修を実施しました。</li></ul>
長期目標 (R8までに達成・実施)	<ul style="list-style-type: none"><li>・消防局・川越北消防署新庁舎を供用開始します。</li><li>・南古谷分署庁舎の改修を行います。</li><li>・老朽化した庁舎の計画的な改修を行います。</li></ul>

## ○ 基本方針1

あらゆる災害に迅速かつ的確に対応できる消防力を整備し、住民の安全で安心な暮らしを支える消防活動体制を確立する。

重点施策	2 救急体制の充実強化
個別事業計画 (施策の名称)	1 救急高度化の推進

### 1 現状と課題

救急救命士法が平成3(1991)年に施行されて以降、病院前救護は年々高度化しており、救急隊員に求められている知識、技術も高度なものとなっています。現在では、認定救急救命士による気管挿管、薬剤投与、血糖測定及びブドウ糖投与並びにショックに対する輸液の高度な救命処置の実施が認められています。

このような動きに対応するために、救急業務の高度化を着実に推進させることが課題となっています。

また、救急自動車に救急救命士が常時2名以上乗車し、安全かつ迅速に高度な救命処置が実施できる体制を図る必要があります。

### 2 整備(取組)の基本方針

救急救命士の養成を引き続き行うとともに、高度な救命処置ができる認定救急救命士の養成を行います。

また、救急自動車に救急救命士が常時2名以上乗車し、安全かつ迅速に高度な救命処置が実施できる体制を図ります。

更には、救急隊員と連携して現場活動をする消防隊員は、高度な救命処置を理解したうえで活動しなければならないことから、教育訓練体制の充実を図ります。

また、医療機関収容の迅速、円滑化を実現するため、医療機関との連携強化を図るとともに、病院前救護における医学的な知識を深め、救急活動の質の向上を図ります。

### 3 実施事業

項目	事業内容
救急救命士の養成と研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急自動車に認定救急救命士を含めた救急救命士が常時2名以上乗車できる体制を目指して、計画的に養成します。</li> <li>・救急救命士を含む救急隊員に対する職場内研修及び救急ワークステーション方式※による病院内研修等の生涯教育について、充実を図ります。</li> <li>・指導的な救急救命士を養成し、本組合における教育訓練体制の充実と知識・技術の向上を図ります。</li> </ul>
医療機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川越地区消防組合救急高度化推進協議会及び埼玉県西部第二地域メディカルコントロール協議会を通じて、医療機関との緊密な信頼及び協力関係を築きます。</li> </ul>

### 4 施策の目標

<p>中期目標 (R3までに達成・実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急自動車に、常時2名以上の救急救命士が乗車できる体制を図ります。</li> <li>・気管挿管、ブドウ糖溶液を含めた薬剤投与ができる認定救急救命士を含めた救急救命士の養成を行い、救急業務の充実を図ります。</li> <li>・救急隊員の知識と技術の向上に努めた効果的な訓練環境及び生涯教育体制の充実を図ります。</li> </ul>
<p>中期目標に対する実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度な救命処置を実施できる認定救急救命士を含めた救急救命士を養成し、救急業務の充実を図りました。令和2(2020)年には約8割の救急出場において救急救命士が2名以上乗車しました。</li> <li>・平成30(2018)年度より救急ワークステーション方式による病院内研修を開始し、救急隊員の生涯教育体制の充実を図りました。</li> </ul>
<p>長期目標 (R8までに達成・実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度な救命処置ができる認定救急救命士を含めた救急救命士を計画的に養成し、救急自動車に常時2名以上の救急救命士が乗車できる体制を図ります。</li> <li>・救急隊員の知識と技術の向上に努めた効果的な訓練環境及び生涯教育体制の充実を図ります。</li> <li>・救命率20%を目指します。</li> </ul>

## ○ 基本方針1

あらゆる災害に迅速かつ的確に対応できる消防力を整備し、住民の安全で安心な暮らしを支える消防活動体制を確立する。

重点施策	2 救急体制の充実強化
個別事業計画 (施策の名称)	2 救急自動車及び救急資器材等の整備

### 1 現状と課題

救急自動車は最も緊急出動件数が多い車両であり、また、積載されている資器材には精密な医療機器が含まれていることから、適切な救急活動を実施するため、救急自動車及び救急自動車に積載する救急資器材を計画的に整備する必要があります。また、救急現場で確実・迅速な救命処置を行うためには、日々の訓練によって技術の維持、向上を図ることが必要不可欠であり、訓練用救急資器材の整備も併せて必要なものとなっています。

応急手当の普及啓発において、充実した応急手当講習を行うためには、訓練人形及びAEDトレーナー※等の資器材を整備する必要があります。

救急活動で使用する資器材のうち、感染防止に関する資器材については、救急隊は傷病者が感染症に感染しているかどうかを知ることができないことから、活動する隊員のり患を防止し、搬送傷病者から救急隊員を介して他の搬送傷病者へ感染が拡大することを防ぐために、感染防止資器材を整備して感染防止対策を強化する必要があります。

### 2 整備(取組)の基本方針

救急自動車及び救急資器材を計画的に整備します。救急資器材については、常に新たなものへと進化しているため、整備の際は、最新の資器材の導入を進めていきます。

救急救命士の処置範囲が拡大し、新たな救急救命処置の実施が認められたことに伴い、高度な技術を培うための訓練資器材の整備を推進するとともに、住民や事業所等を行う応急手当講習で使用する訓練人形及びAEDトレーナー等を整備し、訓練体制の充実を図ります。

新型インフルエンザ等のパンデミック※が発生した場合、発生してから感染防止に係る資器材を調達することは非常に困難であることから、感染防止資器材を計画的に整備及び備蓄し、常に安全な救急業務を提供できる体制を図ります。

### 3 実施事業

項目	事業内容
救急自動車及び救急資器材等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急自動車及び救急自動車に積載する救急資器材を計画的に整備し、整備の際は最新の資器材を導入します。</li> </ul>
訓練資器材の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急救命士の高度な救命処置に対応できる訓練資器材及び応急手当講習で使用する訓練資器材を計画的に整備します。</li> </ul>
感染防止資器材の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止資器材を計画的に整備及び備蓄します。</li> </ul>

### 4 施策の目標

<p>中期目標 (R3までに達成・実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新の救急資器材の整備を行います。</li> <li>救命処置訓練人形をはじめとした訓練用の救急資器材の整備更新を行い、技術の維持向上を図ります。</li> <li>AED トレーナー及び応急手当訓練人形の整備更新を行い、訓練環境を整備することで応急手当ができる住民を育成します。</li> <li>感染防止資器材を備蓄、更新をし、パンデミック発生時における救急業務体制の維持確保を図ります。</li> </ul>
<p>中期目標に対する実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急自動車に積載する救急資器材の整備更新を行い、救急体制の充実を図りました。</li> <li>AED トレーナー及び応急手当訓練人形の整備更新を行い、訓練環境の充実を図りました。</li> <li>感染防止資器材を備蓄及び更新し、パンデミック発生時における救急体制の維持確保を図りました。</li> </ul>
<p>長期目標 (R8までに達成・実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急自動車及び救急自動車に積載する救急資器材を計画的に整備し、整備の際は最新の資器材を導入します。</li> <li>救急救命士の高度な救命処置に対応できる訓練資器材及び応急手当講習で使用する訓練資器材を計画的に整備します。</li> <li>感染防止資器材を計画的に整備し、備蓄を維持していきます。</li> </ul>

## ○ 基本方針1

あらゆる災害に迅速かつ的確に対応できる消防力を整備し、住民の安全で安心な暮らしを支える消防活動体制を確立する。

重点施策	2 救急体制の充実強化
個別事業計画 (施策の名称)	3 救急車の適正利用の推進

### 1 現状と課題

国の将来推計では、高齢化の進展等により、救急出場件数は令和 12(2030)年まで増加すると見込まれております。本組合においても平成 20(2008)年から令和元(2019)年まで増加の傾向にあり、令和 2(2020)年及び令和 3(2021)年は新型コロナウイルス感染症の影響により減少しましたが、今後も救急需要は増加することが見込まれます。また、救急搬送された傷病者を傷病程度別にみると、およそ半数は入院を必要としない軽症者です。

救命率の向上や後遺症の減少につなげるためには、救急車を必要とするような傷病を未然に防ぐ取り組みや緊急性のない通院や転院等を抑制する必要があります。

### 2 整備(取組)の基本方針

救命率の向上や後遺症の減少につなげるため、救急車を必要とするような傷病を未然に防ぐ取り組みとして予防救急※の普及啓発を推進します。

また緊急性のない通院や転院等を抑制するため、民間による患者等搬送事業の推進を図るとともに、救急車の適正利用の普及啓発を推進します。

予防救急については、生活の中に潜んでいる重症化のリスクを軽減するための取組を実施します。

救急車の適正利用については、緊急の場合や緊急ではない場合等、住民のニーズに合わせた普及啓発を実施します。

### 3 実施事業

項目	事業内容
予防救急の普及啓発	・救急事故の原因や身の回りにある危険因子への対策について広報を実施します。
救急車の適正利用の普及啓発	・リーフレットやインターネット等を活用して、救急車の適正利用に向けた広報を実施します。
民間による患者等搬送事業の推進	・民間による患者等搬送事業の認定や利用方法について広報を実施します。

### 4 施策の目標

中期目標 (R3までに達成・実施)	<ul style="list-style-type: none"><li>・救急車の適正利用の推進を図ります。</li><li>・予防救急の普及、推進を行います。</li><li>・患者等搬送事業者の認定を推進します。</li></ul>
中期目標に対する実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・広報誌、ホームページ等を活用して救急車の適正利用について広報を実施しました。</li><li>・ポスター、リーフレット、広報誌を活用し、「予防救急」という概念の普及を図りました。</li><li>・平成 29(2017)年度以降 3 つの事業所に患者等搬送事業者の認定を行いました。ホームページに認定事業所一覧を掲載し、患者等搬送事業の推進を図りました。</li></ul>
長期目標 (R8までに達成・実施)	<ul style="list-style-type: none"><li>・広報誌、リーフレット、インターネット等を活用し、予防救急、救急車の適正利用及び患者等搬送事業について継続して広報を実施します。</li></ul>

## ○ 基本方針1

あらゆる災害に迅速かつ的確に対応できる消防力を整備し、住民の安全で安心な暮らしを支える消防活動体制を確立する。

重点施策	3 大規模災害への対応力強化
個別事業計画 (施策の名称)	1 関係機関との連携強化

### 1 現状と課題

近年、地震による大規模災害や頻発する風水害、また危険物施設火災やNBC 災害といった特殊な災害が発生していますが、これらの災害は一つの消防機関だけでは対応が困難な場合があります。

そのため、消防相互応援体制により、隣接市町や県内外の消防応援が実施されているところですが、近年の広域的な災害にかんがみて、他消防本部や他行政機関等との応援協定等の充実を図り、相互応援体制を強化する必要があります。

また、関係機関との強固な連携を図るため、合同訓練等に積極的に参加していくことなど、他の行政、事業所等（ライフライン※含む。）も含めた協力体制を構築するとともに、本組合の応援、受援体制の充実強化を図る必要があります。

### 2 整備(取組)の基本方針

関係機関との連携を強化するとともに、他消防本部、他の行政及び事業所等（ライフライン含む。）との協力体制を充実強化します。

大規模災害の発生時における応援、受援体制を充実強化します。

### 3 実施事業

項目	事業内容
消防相互応援協定の充実	・訓練施設の相互利用といった新たな内容の協定締結等により、消防相互応援協定の充実を図ります。
他消防本部、他機関等との連携強化	・連携、協力体制を充実強化するため、合同訓練等を実施します。
応援、受援体制の強化	・緊急消防援助隊や消防相互応援協定に基づく応援隊の応援、受援体制の充実強化を図ります。
長期間の活動力強化	・大規模かつ広域的な災害に備え、職員の食糧、車両等の燃料及び消防資器材（消耗品含む。）等を備蓄します。

### 4 施策の目標

<p>中期目標 (R3までに達成・実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防相互応援協定の検討及び見直しを行います。</li> <li>・他消防本部、関係機関等と積極的に合同訓練等を実施し、連携、協力体制を強化します。</li> <li>・応援、受援体制の検討及び見直しを行います。</li> <li>・食糧、燃料および消防資器材（消耗品含む。）等の備蓄を推進します。</li> </ul>
<p>中期目標に対する実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所と災害時における協定を締結しました。</li> <li>・東京オリンピック消防特別警戒に向け、関係機関等と多数傷病者対応連携訓練を実施しました。また、国及び県の企画する合同訓練に参加し、連携強化を図りました。</li> <li>・応援、受援体制について、国及び県の計画を踏まえ、見直しを行いました。</li> <li>・計画的な備蓄を行うため、活動食に関する整備・運用計画、長時間活動資器材整備計画を策定しました。</li> </ul>
<p>長期目標 (R8までに達成・実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所と災害時に必要な協定締結をさらに推進します。</li> <li>・他消防本部、関係機関等と積極的に合同訓練等を継続的に実施し、連携、協力体制の充実を図ります。</li> <li>・応援、受援体制の充実を図ります。</li> <li>・食糧、燃料及び消防資器材（消耗品含む。）等について、各計画に基づき、整備を図ります。</li> </ul>

## ○ 基本方針2

住民や事業所等との協働により地域における消防防災力の向上を図り、住民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進する。

重点施策	1 防火対策の推進
個別事業計画 (施策の名称)	1 住宅防火対策の推進

### 1 現状と課題

本組合では、住宅火災を減少させるため、ホームページや広報紙等により火災予防に関する情報を発信し、また、各地域で実施している防火、防災訓練や多くの住民が参加する各種イベントを活用して住宅防火対策を推進しています。

また、住宅用火災警報器設置・維持管理対策協議会を通じ、設置率の向上に努め、すでに設置されている住宅用火災警報器<sup>\*</sup>の点検や交換（維持管理）についても広報活動を行っています。

消防白書によると、住宅火災による死者はその多くを高齢者が占めており、住宅用火災警報器の設置促進をはじめ、住宅用消火器<sup>\*</sup>や防災製品<sup>\*</sup>を推奨するとともに、組合管内全ての住民が、住宅防火対策の重要性を認識できるよう積極的に普及啓発を推進していくことが必要です。

特に、住宅用火災警報器は、住宅火災から大切な命や財産を守る切り札であり、設置の義務化から10年以上が経過したことから、設置促進と併せて、維持管理の重要性についても認知度を向上させる必要があります。

### 2 整備(取組)の基本方針

住宅防火対策の重要性について、あらゆる機会を通じてPRし、住民の防火に対する意識を高めるとともに、火災の拡大防止に有効な住宅用消火器や防災製品の普及を図り、住宅火災の減少と被害の軽減につなげていきます。

関係機関と連携し、住宅用火災警報器の普及と維持管理を広く推進し、住宅火災による被害の軽減を図ります。

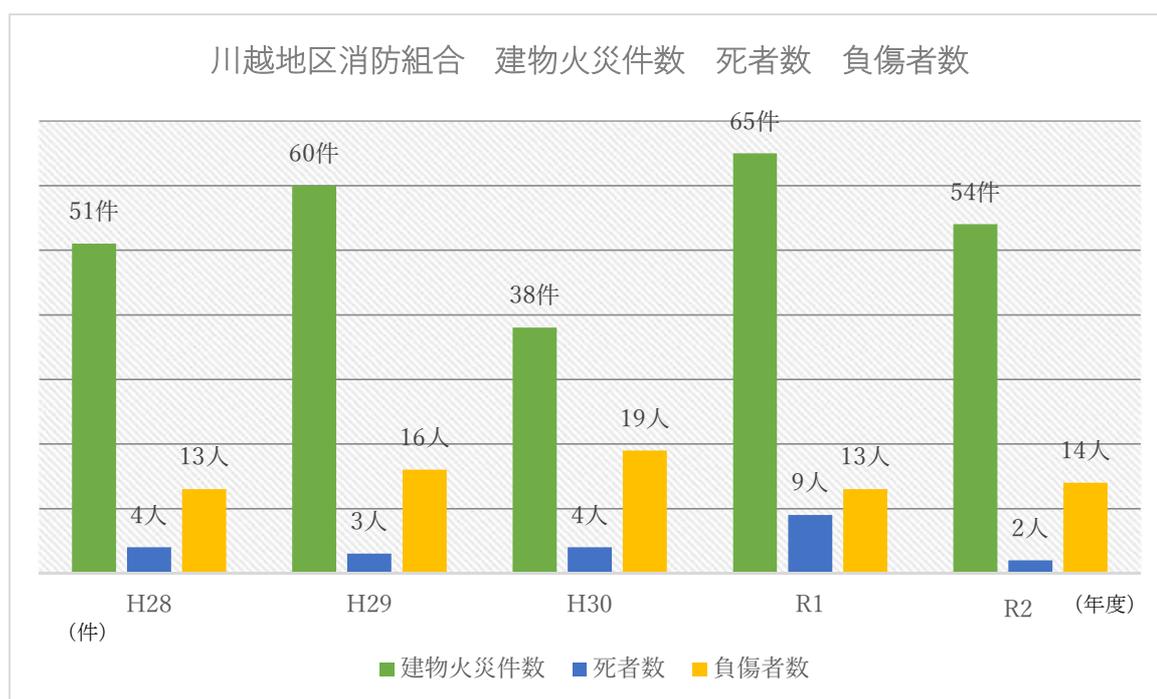
また、住宅用火災警報器の設置状況等を引き続き把握するため、アンケート調査を継続します。

### 3 実施事業

項目	事業内容
住宅用火災警報器 ・住宅用消火器・ 防災製品の普及啓 発	・各種イベントや講習会など、あらゆる機会を通じて、住宅用火災警報器、住宅用消火器及び防災製品の普及啓発を図ります。
高齢者等に重点を 置いた住宅防火の 推進	・関係機関と連携し、一人暮らし世帯や高齢者世帯に対して、住宅用火災警報器、住宅用消火器及び防災製品の普及推進を図ります。

### 4 施策の目標

中期目標 (R3までに達成・実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅防火対策の推進により、住宅火災の被害減少を図ります。</li> <li>住宅用火災警報器設置率 90%を目指します。</li> </ul>
中期目標に 対する実績	・計画策定年度の直近3年間(平成26(2014)年～平成28(2016)年)の平均普及率 76%に対し、中期年度の直近3年間(平成30(2018)年～令和2(2020)年)の平均普及率は 81%になりました。
長期目標 (R8までに達成・実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種広報機会を活用した住宅防火対策の普及啓発推進により、住宅火災の減少と被害の軽減を図ります。</li> <li>住宅用火災警報器設置率 90%を目指します。</li> </ul>



## ○ 基本方針2

住民や事業所等との協働により地域における消防防災力の向上を図り、住民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進する。

重点施策	1 防火対策の推進
個別事業計画 (施策の名称)	2 放火防止対策の推進

### 1 現状と課題

消防白書によると放火（放火の疑いを含む。）による火災は、年々減少傾向にあります。しかしながら、出火原因としては依然として上位にあり、組合管内においても、放火による火災が出火原因別の上位を占めているのが現状です。

発生する時間や場所も様々である放火は、連続して発生する場合もあり、時には火災発見の遅れから大きな損害を生じることがあります。放火に対しては、早期に関係機関と情報を共有しながら住民に情報を発信し、着実に放火防止対策を講じるとともに、放火されにくい環境をつくる必要があります。

### 2 整備(取組)の基本方針

国が発出している放火火災防止に関する資料等を参考に作成した放火防止対策プランを活用し、放火防止対策の向上を図ります。

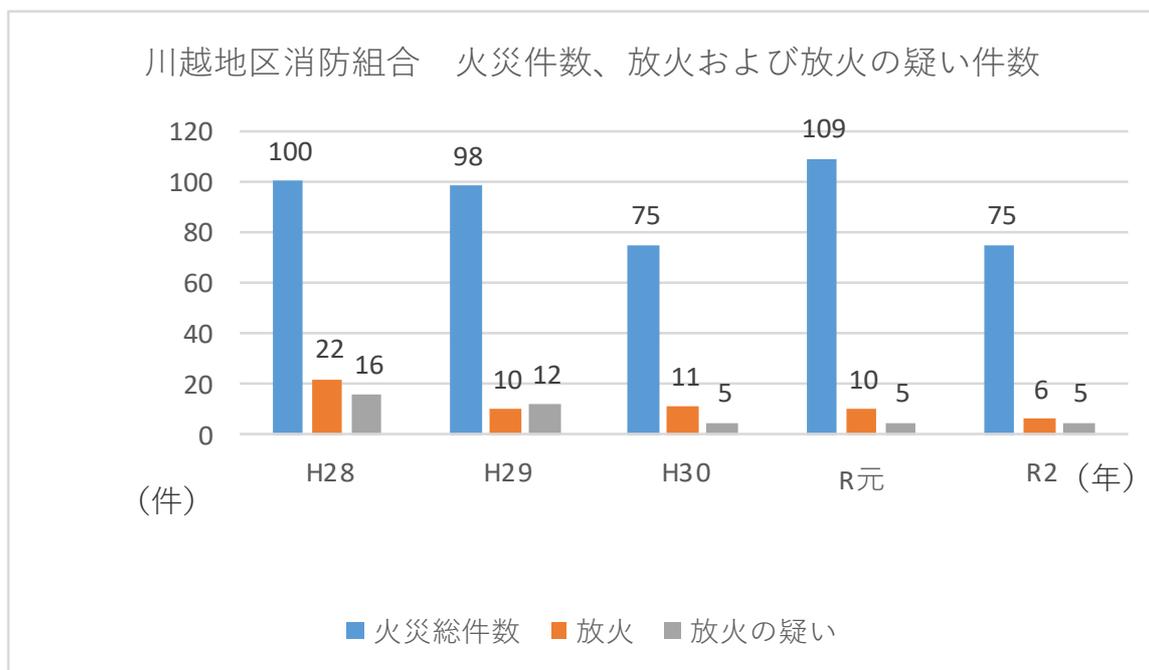
また、地域や関係機関に対して、必要な情報を早期に発信し、連携を図りながら放火による火災の減少及び被害の軽減に取り組みます。

### 3 実施事業

項目	事業内容
広報活動の充実	・ 広報紙や全国火災予防運動等のあらゆる広報媒体や機会を通じ、広報活動の充実を図ります。
環境づくりの指導	・ 放火防止対策プランを活用し、各種訓練や講習会等の機会を通じ、放火されにくい環境づくりの指導を行います。
地域や関係機関との連携	・ 地域や関係機関と放火に関する情報を共有し、連携を図ります。

## 4 施策の目標

<p>中期目標 (R3までに達成・実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放火防止対策プランを作成し、火災の減少及び被害の軽減を図ります。</li> </ul>
<p>中期目標に対する実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放火防止対策プランの作成が完了しました。</li> </ul>
<p>長期目標 (R8までに達成・実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放火防止対策プランを活用し、火災の減少及び被害の軽減を図ります。</li> </ul>



## ○ 基本方針2

住民や事業所等との協働により地域における消防防災力の向上を図り、住民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進する。

重点施策	1 防火対策の推進
個別事業計画 (施策の名称)	3 査察執行体制の充実強化

### 1 現状と課題

防火対象物※への査察は、火災などの災害を未然に防ぎ、万一、発生した場合の被害が最小限となるよう、消防法令違反や火災予防上の欠陥を具体的に把握し、その是正を適切に図るための積極的な権限として、予防行政上重要な地位を占めています。

本組合では、各消防署の消防課及び警備課において、立入検査の実施と消防法令違反の是正指導、消防局予防課において、違反処理を行っています。

防火対象物を利用する住民の安全と安心を守るこれらの業務には、高い知識と技術が求められることから、継続的に人材を育成していく必要があるとともに、限られた人材を有効に活用するため、効率的な査察執行環境を整備する必要があります。

### 2 整備(取組)の基本方針

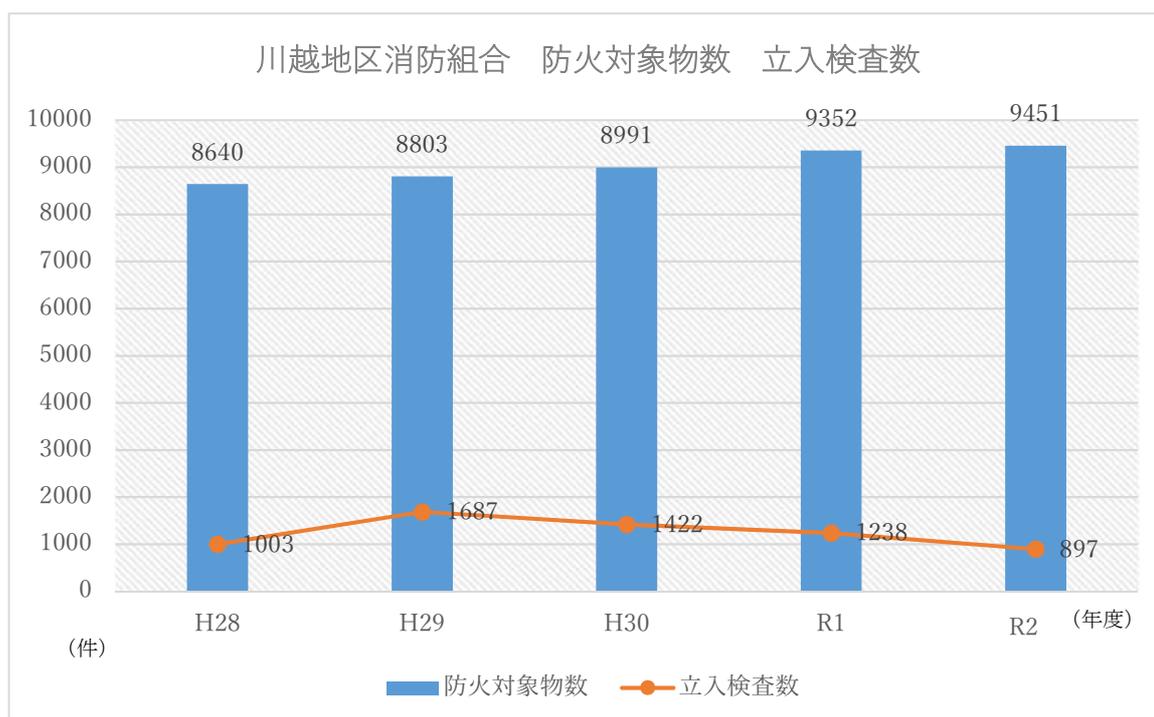
査察を適切に実施するための知識と技術を持った職員(査察員)の計画的な育成、火災危険や違反状況等の優先順位を考慮した査察計画の策定、そして、消防法令違反の是正状況の管理を通じて、査察執行体制の充実強化を図ります。

### 3 実施事業

項目	事業内容
査察員の育成	・査察に必要な知識と技術を持った職員を計画的に育成します。
査察計画の策定及び執行管理	・火災危険や違反状況等の優先順位を考慮した査察計画を策定し、適切な執行管理を行います。

## 4 施策の目標

<p>中期目標 (R3までに達成・実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 査察員を計画的に育成し、査察執行率の向上を図ります。</li> <li>・ 査察執行管理体制の充実強化により、組合管内の防火対象物の安全性を高めます。</li> </ul>
<p>中期目標に対する実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 査察員を育成する研修を計画的に実施することにより、職員の査察執行能力が向上しました。</li> </ul>
<p>長期目標 (R8までに達成・実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 査察に必要な知識と技術を持った職員の育成を計画的、かつ、継続的に実施します。</li> <li>・ 防火対象物の消防用設備等の適正な維持管理について指導を徹底し、利用者の安全確保を図ります。</li> </ul>



## ○ 基本方針2

住民や事業所等との協働により地域における消防防災力の向上を図り、住民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進する。

重点施策	1 防火対策の推進
個別事業計画 (施策の名称)	4 危険物施設の安全対策の強化

### 1 現状と課題

消防法上の危険物は、多種多様なものに使用されていますが、その貯蔵、取り扱いを誤ると大規模な災害となり、危険物施設はもとより、近隣の住民に対しても甚大な被害を及ぼす危険性を持っています。

組合管内の危険物施設は減少傾向にあり、重大事故の発生については、過去5年を見ても発生していません。しかしながら、全国的には重大事故の発生が散見しており、その原因の多くは、設備の維持管理不適による人的な要因や設備等の老朽化による物的な要因が占めています。

このことから、これらに起因する事故を防止するため、立入検査の実施による指導の徹底と事故情報などの情報発信による注意喚起を適切に行うとともに、各事業所に対して火災や危険物漏えい事故の危険性を加味した安全対策の強化を促し、本組合管内全ての危険物施設における安全対策の底上げを図る必要があります。

### 2 整備(取組)の基本方針

組合管内の危険物施設事業所に対して、立入検査や研修会等の機会を捉え、事故防止対策等の指導を積極的に推進し、事業所と連携を図りながら危険物施設における火災や漏えい事故の防止に取り組みます。

### 3 実施事業

項目	事業内容
危険物規制事務の充実	・危険物施設の事故を抑止するため、危険物規制事務に関する知識及び技能を有する職員の充実を図ります。
事故防止対策の推進	・重大事故の発生を防止するため、事故情報などの情報発信の強化を図るとともに、各事業所における保安教育体制の充実が図られるよう指導強化を図ります。

## 4 施策の目標

<p>中期目標 (R3までに達成・実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の示す事故統計をもとに、火災、漏えい危険の高い施設に対する立入検査を実施し、危険物施設の事故防止を図ります。</li> <li>・危険物施設事故防止対策の基本計画を策定し、効果的な事故防止対策を講じることで、危険物等に係る重大事故<sup>※</sup>の発生を防止します。</li> </ul>
<p>中期目標に対する実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の示す事故統計をもとに、火災、漏えい危険の高い施設に対する立入検査を実施し、事業所に対して事故防止を周知したことで、有効な事故防止対策を講じることができるようになり、事故に伴う人的な被害はありませんでした。</li> </ul>
<p>長期目標 (R8までに達成・実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の示す事故統計をもとに、火災、漏えい危険の高い施設に対する立入検査を実施し、危険物施設の重大事故防止を図ります。</li> <li>・危険物施設事故防止対策の基本計画を随時見直し、効率的かつ効果的な事故防止対策を講じることで、危険物等に係る重大事故の発生を防止します。</li> </ul>



## ○ 基本方針2

住民や事業所等との協働により地域における消防防災力の向上を図り、住民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進する。

重点施策	2 地域救命力の育成
個別事業計画 (施策の名称)	1 応急手当の普及啓発

### 1 現状と課題

令和 2(2020)年の 119 番通報から救急車が現場到着するまでの所要時間は平均 9.3 分で、平成 27(2015)年の平均 9.2 分からほぼ横ばいで推移しています。救急車が到着するまでの約 9 分の間に、バイスタンダー※がいかに応急手当を行うかが、その後の状態の改善につながる重要なポイントとなっています。

本組合では、一人でも多くの人がバイスタンダーとして応急手当を行えるよう、訓練人形及び AED トレーナー等を使用し、救命講習をはじめとして各種の応急手当講習を開催しています。応急手当講習受講者数は、令和元(2019)年度までは年間 15,000 人以上でしたが、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少しました。感染防止対策のもと、応急手当講習を増やして、応急手当の普及啓発の更なる推進と救命率の向上に努める必要があります。

### 2 整備(取組)の基本方針

応急手当講習にインターネットを活用するなど、講習の効率化を図り、受講者の増加を目指します。

また、児童や生徒に対する応急手当の普及として、小、中、高等学校を対象とした応急手当講習の実施を推進します。

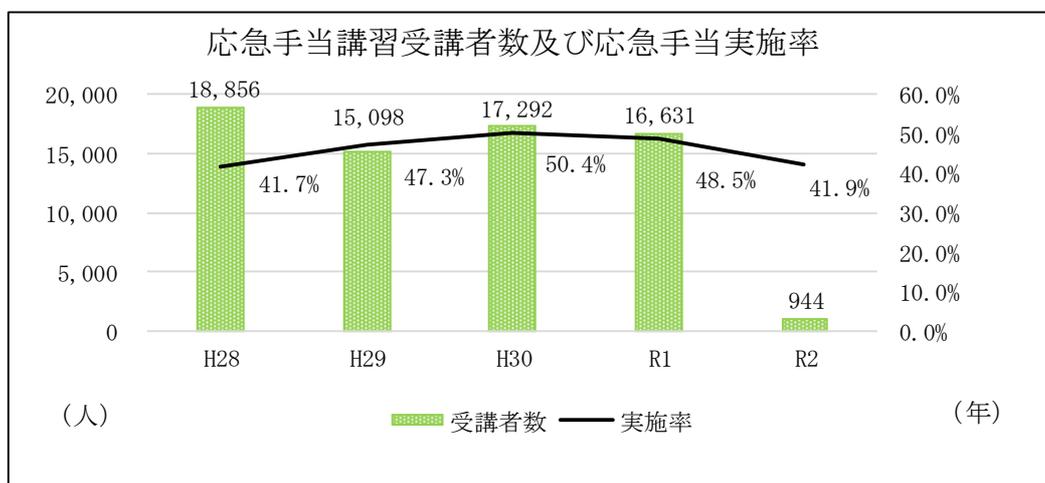
AED や心肺蘇生法を速やかに施すことができる環境づくりのため、応急手当の普及啓発に積極的な取り組みを行っている事業所に対し「応急手当協力事業所」として認定する制度の導入を検討し、事業所が安全・安心のまちづくりに貢献していることを広めるとともに、家族や知人等により心肺停止が目撃された傷病者へのバイスタンダーによる応急手当実施率の向上を目指します。

### 3 実施事業

項目	事業内容
応急手当講習の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急手当講習を継続して開催するとともに、eラーニング※を取り入れた講習を増やし、受講者の増加を図ります。</li> <li>・ 小、中、高等学校の児童及び生徒を対象とした応急手当講習の実施を推進します。</li> </ul>
応急手当普及員の養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所の従業員等を対象に、消防機関と連携して普通救命講習の指導に従事できる「応急手当普及員」を養成します。</li> </ul>
応急手当協力事業所の認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急手当協力事業所認定制度導入に向けて取り組んでいきます。</li> </ul>

### 4 施策の目標

<b>中期目標</b> (R3までに達成・実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バイスタンダーによる応急手当実施率の向上を図ります。</li> <li>・ 各事業所に対し、救命講習等の受講の促進を図ります。</li> <li>・ 小、中、高等学校に対し、救命講習の受講推進を目指します。</li> </ul>
<b>中期目標に対する実績</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急手当実施率の向上を目的として「応急手当ありがとうカード」を作成し、バイスタンダーが安心して応急手当を実施できるよう取り組みました。</li> <li>・ 平成 28(2016)年から令和 2(2020)年まで、205 人の応急手当普及員を新規に養成し、職場や地域における応急手当普及啓発の推進を図りました。</li> </ul>
<b>長期目標</b> (R8までに達成・実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急手当講習受講者数年間 18,000 人以上を目指します。</li> <li>・ 家族や知人等により心肺停止が目撃された傷病者へのバイスタンダーによる応急手当実施率 50%を目指します。</li> </ul>



## ○ 基本方針2

住民や事業所等との協働により地域における消防防災力の向上を図り、住民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進する。

重点施策	3 消防団の充実強化
個別事業計画 (施策の名称)	1 消防団員の確保及び教育訓練

### 1 現状と課題

消防団は、火災や風水害などの災害活動をはじめ、自治会や川越市、川島町などが主催する訓練や行事に参加し、消火訓練や応急手当訓練などの指導を行い地域の安全・安心のための火災予防・救急関係の普及啓発活動を行い、住民から厚い信頼と期待が寄せられています。

これらの活動を実施する消防団員は年間をとおし、災害を想定した実践的な訓練、応急手当の訓練、消防学校での教育訓練などを重ね資質、技術の向上に努めています。

その一方で、消防団員の実員数は減少傾向にあり、平成 20(2008)年に消防団活性化検討委員会を設置し、消防団員の確保に取り組んでいますが、依然厳しい状況が続いています。平成 25(2013)年度に実施した「住民意識調査<sup>\*</sup>」では、消防団の活動を知っている住民の割合が約 44 パーセントにとどまっていることから、消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が伝わるような広報の展開が必要です。また、併せて消防団員が活動を継続できる処遇改善や環境整備を図ることが重要です。

さらに大規模な災害や様々な自然災害の発生が懸念されることを念頭に、常に新しい訓練を取り入れるなど教育の充実が必要です。

### 2 整備(取組)の基本方針

消防団員を確保するため地域の実情に合わせ柔軟に活動できる消防団の体制を研究し、整備します。

住民に消防団員の活動や魅力を広く伝えるため充実した広報に取り組みます。

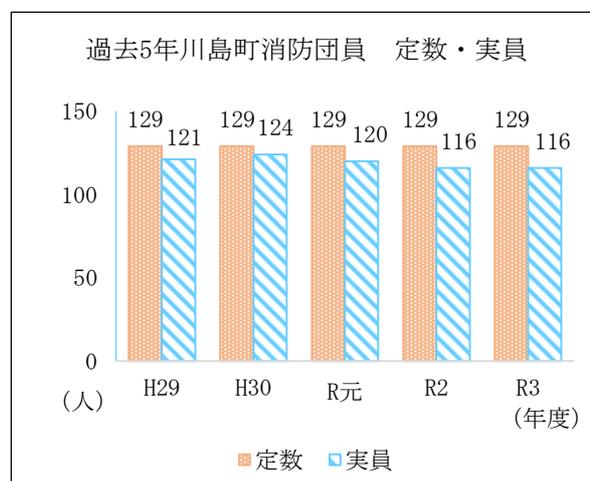
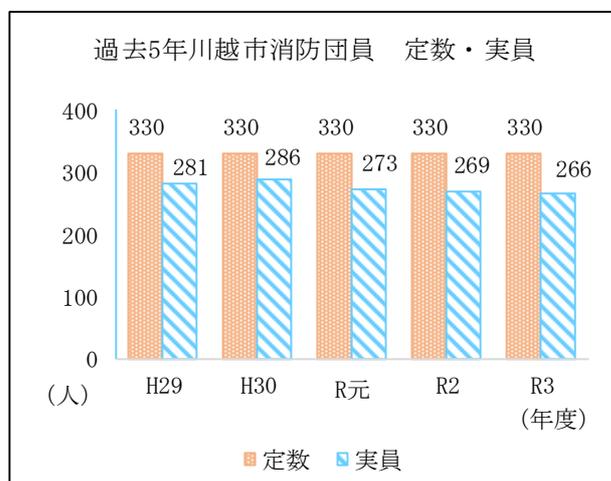
大規模災害時は、大きな混乱の中で活動することから、多角的な訓練を計画します。

### 3 実施事業

項目	事業内容
消防団員の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団員の処遇改善に取り組み、報酬等の見直しや休団制度の導入を検討します。</li> <li>各種訓練指導、イベントなどで住民と接する機会や広報媒体を最大限に活用し魅力ある消防団のPRを推進します。</li> </ul>
消防団員の教育訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害を想定した連携訓練や個々の分団が地域の実情に即した訓練を推進します。</li> </ul>

### 4 施策の目標

<p>中期目標 (R3までに達成・実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所団員、大学生団員及び女性団員の入団を促進し、定数（川越市消防団 330 人、川島町消防団 129 人）の確保を目指します。</li> <li>消防団員が継続して活動しやすい環境を整備します。</li> <li>各種訓練を充実させます。</li> </ul>
<p>中期目標に対する実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学生団員及び女性団員の入団数は増加していますが、全体の実員数は減少傾向にあります。</li> </ul>
<p>長期目標 (R8までに達成・実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所団員、大学生団員及び女性団員の入団を促進し、定数（川越市消防団 330 人、川島町消防団 129 人）の確保を目指します。</li> <li>消防団員の処遇改善を図り、継続して活動しやすい体制を確立させます。</li> <li>各種訓練を充実させます。</li> </ul>



## ○ 基本方針2

住民や事業所等との協働により地域における消防防災力の向上を図り、住民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進する。

重点施策	3 消防団の充実強化
個別事業計画 (施策の名称)	2 消防団車庫の整備

### 1 現状と課題

消防団には、地域の実情を把握した地域防災活動の中核としての役割が求められており、その活動拠点となる消防団車庫は、川越市に12か所、川島町に6か所あります。

活動に必要となる消防車両、資器材等を管理するとともに、平常時には団員の訓練等の活動拠点として、災害時には団員の参集・待機場所として機能する重要な地域の消防・防災拠点として大きな役割を果たすものでもあります。

近年の災害は、局地的な豪雨等による風水害や広域的な地震等による災害が頻発しており、長時間にわたる災害対応が想定されるなど、消防団の活動体制も変化しつつあります。

そこで、長期化する災害への待機環境の改善や増大する資器材等の管理などハード面での環境整備が課題となっています。

### 2 整備(取組)の基本方針

全ての消防団車庫が災害に対し堅牢な施設として消防団員が活動しやすい環境整備を図るため、地域の実情に合わせた施設として整備します。また、老朽化や手狭となった車庫は、計画的に建替えや長寿命化を図るための改修を行います。

### 3 実施事業

項目	事業内容
消防団車庫の整備	・老朽化した車庫の建替え等を推進するとともに、建設場所を検討します。

### 4 施策の目標

中期目標 (R3までに達成・実施)	・川越市消防団 三分団車庫新築等改修工事 大東分団車庫新築工事 ・川島町消防団 一分団車庫新築工事 二分団車庫新築工事
中期目標に対する実績	・川越市消防団 大東分団車庫建設場所を決定しました。
長期目標 (R8までに達成・実施)	・長期化する災害へ対応できる待機環境の改善を図ります。 ・川越市消防団 三分団車庫新築等改修工事 ・川島町消防団 一分団車庫新築工事 二分団車庫新築工事 ・消防団車庫の長寿命化を図ります。

## ○ 基本方針3

多様化する住民ニーズに的確に対応できる組織体制を整備し、高度で質の高い消防行政サービスを提供する。

重点施策	1 消防組織体制の整備・充実
個別事業計画 (施策の名称)	1 組織体制の整備

### 1 現状と課題

本組合の組織体制は、1 消防局 4 消防署 4 分署、職員定数 433 名となっており、国が示す「消防力の整備指針」による基準消防力とするためには、更に、消防署所、車両等の整備をする必要があります。

平成 26(2014)年度に実施した「消防力適正配置調査※」では、現在の消防署所の配置場所については、おおむね適正に配置されているものの、消防力の手薄な地域も見受けられるとの調査結果から、消防需要に迅速かつ適切に対応するため、新たな署所の整備を含めた組織の強化を検討する必要があります。

また、高齢化による救急需要の増加に対応するための組織体制の整備、大規模・複雑化する災害、多様化する住民ニーズ等、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するための組織体制を構築する必要があります。

### 2 整備(取組)の基本方針

住民の消防需要や各種災害に迅速かつ適切に対応するため、署所の整備や部隊の効率的な運用による災害対応力の強化など、消防力、組織体制の再編に向け取り組みます。

### 3 実施事業

項目	事業内容
社会情勢の変化等に対応した組織体制づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>・多様化する災害、増加する救急需要に対応するため、災害対応力の強化に向けた組織体制を検討します。</li><li>・消防需要に迅速かつ適切に対応するため、署所の整備を検討します。</li><li>・職員定数は、組織体制の再編に併せ検討します。</li></ul>

## 4 施策の目標

<p>中期目標 (R3までに達成・実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急需要の増加に対応するため、救急隊の増隊を図ります。</li> <li>・職員の適正配置と、再任用職員の有効な配置を図ります。</li> </ul>
<p>中期目標に対する実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指揮統制課に指令管理担当を新たに配置し、指揮調査担当を指揮担当へ、火災調査に係る担当を火災調査担当とし予防課へ配置換えしました。</li> <li>・救急課の救急管理担当及び救急指導担当を統合し、救急担当としました。</li> <li>・各署消防課の庶務担当及び消防担当を管理指導担当としました。</li> <li>・消防局に新消防庁舎建設準備室を配置しました。</li> <li>・消防署事務を統括するため、川越北消防署に統括管理課を配置しました。</li> <li>・総務課の財務担当を企画財政担当としました。</li> <li>・川越中央消防署の救急自動車を2台体制としました。</li> </ul>
<p>長期目標 (R8までに達成・実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防を取り巻く環境の変化に的確に対応できる組織体制の再編及び新たな署所の整備を検討します。</li> </ul>

### 基準消防力と現有消防力の比較

令和3年4月1日現在

区分	基準消防力(署)	現有消防力(署)	充足率(%)
署所の数	10	8	80

区分	基準台数	現有台数	充足率(%)
消防ポンプ自動車	15	13	87
梯子車	3	4	133
化学車	3	3	100
救急自動車	11	9	82
救助工作車	3	3	100
指揮車	2	1	50

◆表中の基準数は、消防力の整備指針が定める算出基準によるものです。

## ○ 基本方針3

多様化する住民ニーズに的確に対応できる組織体制を整備し、高度で質の高い消防行政サービスを提供する。

重点施策	1 消防組織体制の整備・充実
個別事業計画 (施策の名称)	2 人材育成

### 1 現状と課題

消防行政を取り巻く環境は、社会経済情勢の変化、高度情報化の進展、少子高齢化、住民の価値観の多様化等、様々な分野で大きく変化しています。令和5(2023)年度には定年年齢が引き上げられ、地方公務員制度の大きな変革を迎えます。

このような情勢の中にあって、消防行政を適正に執行し、住民の福祉の増進のため全力で取り組むためには、職員の資質を向上させることが必要です。

そのためには、職員一人ひとりが、職務の遂行に必要な幅広い視野を持ち、常に新しい情報を収集し、より専門的な知識の修得と技術を向上させるため、教育及び訓練の充実を図る必要があります。

### 2 整備(取組)の基本方針

変化する社会情勢や複雑、多様化する災害に対応し、住民に信頼される消防職員であるために、職員一人ひとりが適正、公正、安全かつ能力的に業務を遂行できるよう「川越地区消防組合人材育成基本方針※」に基づき、職員の更なる能力・資質の向上に取り組みます。

### 3 実施事業

項目	事業内容
職員教育の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・新規採用職員研修をはじめ職種に応じた高度な技術を向上させるため、警防技術研修、救助技術研修、予防査察研修等の職場内研修の充実を図ります。</li><li>・専門的な知識や高度な技術を修得するため、消防大学校、埼玉県消防学校、自治体等が実施する職場外研修への参加及び関係機関への派遣研修の充実強化を図ります。</li><li>・消防業務に必要な各種資格取得研修会等への参加を強化します。</li><li>・WEB研修の推進など研修実施体制の充実を図ります。</li></ul>

## 4 施策の目標

中期目標 (R3までに達成・実施)	<ul style="list-style-type: none"><li>・研修方法等を見直し、効果的な人材育成計画を整備します。</li></ul>
中期目標に対する実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・川越地区消防組合人財育成基本方針を策定しました。(令和3年4月1日)</li><li>・集合研修のほかにWEBによる研修実施体制を整備しました。</li></ul>
長期目標 (R8までに達成・実施)	<ul style="list-style-type: none"><li>・職員一人ひとりが職位に応じた能力を発揮できる人材育成体制を充実させます。</li><li>・定年引上げ等の環境の変化や社会情勢に柔軟に対応できる人材育成体制を整備します。</li></ul>

## ○ 基本方針3

多様化する住民ニーズに的確に対応できる組織体制を整備し、高度で質の高い消防行政サービスを提供する。

重点施策	1 消防組織体制の整備・充実
個別事業計画 (施策の名称)	3 時勢に応じた施策の推進 【新規】

### 1 現状と課題

我が国を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の進行と人口減少、人工知能や ICT※の急速な発展など大きく変化しており、本組合もこの影響を受けていきます。

本組合においては、今後幅広い分野の知識を持った人材が必要となることが見込まれることから、社会情勢に応じた新たな取り組みを検討していく必要があります。

### 2 整備(取組)の基本方針

令和 5(2023)年度、本組合は組合設立 50 周年を迎えます。これを契機として、より一層本組合の広報活動に注力し、地域住民や若年層へ消防の必要性和魅力を PR し、多様化する世情に順応できる人材の確保と、柔軟な組織の形成を図ります。

### 3 実施事業

項目	事業内容
組合設立 50 周年 記念事業の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 組合設立 50 年の歴史を将来へ受け継ぎ、時勢に応じた柔軟な組織形成を目的とする記念事業を検討します。</li><li>・ 住民との繋がりを深め、住民が安心して暮らせる地域社会の実現に繋げるため、「消防フェスタ」の開催を検討します。</li><li>・ 幅広い世代に消防の魅力や情報を発信するため、ICT の効果的な利用を図ります。</li></ul>

## **4 施策の目標**

- ・ 組合設立 50 周年記念事業を通じて、知恵と伝統を将来へ受け継ぎ、時勢に応じた柔軟性のある組織の形成を目指します。
- ・ 消防フェスタ等を通じて、地域住民との繋がりを深め、安心して暮らせる地域社会の実現に繋がります。
- ・ ICT を効率的・効果的に活用し、幅広い世代に消防の魅力と情報を発信します。

### 3 用語集

用語集

用語	説明
救命率	心臓と呼吸が停止したのを家族や救急隊員などにより確認された傷病者のうち、1か月以上生存した人の割合です。
NBC 災害	核 (Nuclear)、生物 (Biological)、化学物質 (Chemical) による特殊な災害です。
消防水利	消火活動を行う際に使用する、消火栓、防火水槽、プール、河川等です。
救急ワークステーション方式	救急車を病院に待機させながら研修を行う方式です。必要に応じて、医師・看護師が同乗して救急出場します。
AED トレーナー	訓練用の自動体外式除細動器です。
パンデミック	感染症の世界的な大流行です。
予防救急	救急車が必要になるような病気やケガ等を、ほんの少しの注意や心がけで、防ぐ取り組みをいいます。
ライフライン	生活の基盤となる、電気、ガス、上下水道、電話、交通、通信等のシステムの総称です。
住宅用火災警報器	家庭内にて火災が起こった際に発生する煙や熱を感知し、音声等により警報を発して火災を知らせる機器です。
住宅用消火器	家庭用に開発された蓄圧式消火器で、火災の種類に応じて適応火災が生活に密着した身近な絵表示で示されています。また、住宅用消火器には色の定めがないため、赤色だけではなくさまざまな色のものがあります。
防災製品	燃えやすい物品に防災加工を施し小さな火源に接しても容易に着火しない物で主な製品としてカーテン、寝具、エプロン等があります。
防火対象物	建築物その他の工作物、山林等火災予防上主たる対象となるもので、消防法で用語の定義が定められ、規模等により防火管理者の選任、消防用設備等の設置、維持等の義務が関係者に課せられています。
危険物等に係る重大事故	危険物施設における火災・流出事故に係る深刻度が最も高いレベルとなる事故をいいます。
バイスタンダー	倒れた人のそばに居合わせた人のことです。
e ラーニング	おもにインターネットを利用した学習形態のことです。
住民意識調査	組合管内にお住まいの方の、消防・救急・防災に関する意識や要望を把握し、地域の安全と安心をより一層充実させていくために行った調査です。

消防力適正配置調査	組合管内で発生する災害に、最も効率的かつ効果的に対応できる消防力の配置について、専門機関が有する科学的な手法を活用して行った調査です。
川越地区消防組合人財育成基本方針	川越地区消防組合職員の能力開発に当たり、中長期的な視点に立って、組織的・計画的に行うために定めた基本方針です。職員は、川越地区消防組合という組織にとって最も重要な財産であるとの考えから、敢えて「人財」の表記としています。
ICT	Information and Communication Technology の略語で、情報通信技術のことです。

## 川越地区消防組合消防基本計画

平成 29（2017）年 3 月発行

令和 4（2022）年 3 月改定（後期基本計画）

発行 川越地区消防局 総務課

〒350-0823 川越市神明町48番地4

Tel 049-222-0700（代表）

Tel 049-222-0741（直通）

Fax 049-226-7291

E-mail [soumu@119kawagoechiku.jp](mailto:soumu@119kawagoechiku.jp)

URL <http://www.119kawagoechiku.jp>

